

新型コロナウイルス感染症退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金

Q & A

1. 対象事業所について

Q どのような事業所が対象となるのか。

A 新型コロナウイルス感染症に罹患した入院患者のうち、厚生労働省が示す退院基準を満たした高齢者等を受け入れ、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護含む。)または短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護含む。)(以下「短期入所生活介護等」という。)の介護サービスを最初に提供した事業所が対象となります。

ただし、短期入所療養介護事業所については、病院・診療所(併設)は対象とはなりません。

Q 対象事業所を短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所にしたのはなぜか。

A 介護保険施設において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者(当該介護保険施設から入院した者を除く。)を受入れた場合には、当該者について退所前連携加算を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能です。一方、短期入所生活介護等事業所については、同様の介護報酬による手当がないことから、上記事業所を対象としました。

Q 介護保険外で短期入所生活介護や短期入所療養介護と同様のサービスを提供している施設(有料ショートステイ等)も対象となるのか。

A 対象とはなりません。

Q 短期入所療養介護事業所のうち、病院・診療所を対象外としているのはなぜか。

A 病院・診療所については、愛知県回復患者転院受入医療機関応援金の対象となるため、対象外としました。

《愛知県回復患者転院受入医療機関応援金》

新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した患者のうち、厚生労働省の退院基準を満たした患者（回復患者）の転院を最初に受け入れた医療機関を対象に、一定かかった経費に対して患者一人当たり最大 10 万円を交付するもの。

Q 交付対象の「最初に提供する事業所」とはどういうことか。

A 新型コロナウイルス感染症患者が入院していた医療機関から、厚生労働省の退院基準を満たした患者を最初に受け入れた短期入所生活介護等事業所を対象としており、その事業所からさらに受け入れた事業所は対象とはなりません。

Q 同じ法人内に属する医療機関から退院患者を受け入れた短期入所生活介護等事業所は、交付金の対象となるか。

A 対象となります。

Q 受け入れた退院患者の入所・利用日数について、制限はあるか。

A 制限はありません。短期入所生活介護等は、介護保険のサービスとなるため、入所可能日数等は担当ケアマネジャーにご確認ください。
ただし、妥当性や合理性を欠く入所・利用当日の退所・サービス終了は、状況を確認の上、対象外となり得ます。

2. 対象期間について

Q 期間終了日はいつになるか。

A 愛知県の病床フェーズがフェーズ2からフェーズ1に切り替わる前日が終了日となります。

Q フェーズ2になったら通知があるのか。

A フェーズ2になった際には名古屋市のホームページ(NAGOYA かいごネットにリンク掲載あり)等を通じて通知します。
また、愛知県のホームページ等でも公表されますので随時ご確認ください。

Q 交付対象期間の「市長が別に定める期間」とは具体的にいつか。

A 例えば、フェーズ1でも入院病床が空いていない場合など、医療機関のひっ迫状況により判断します。その際は別途通知します。

Q 入院中はフェーズ2だったが、退院(施設入所)時点でフェーズ1に切り替わっていた場合、支援金の交付対象となるか。

A 対象とはなりません。

退院(施設入所)時点でフェーズ2の期間中であれば対象となります。

そのため入院中はフェーズ1でも退院(施設入所)時点でフェーズ2に切り替わっていた場合は交付対象となります。

3. 交付要件について

Q 新型コロナウイルス感染症罹患患者で、退院基準を満たしたため、一旦同病院内の一般病床に移った方が短期入所生活介護等事業所に入所した場合は対象となるか。

A 対象となります。

Q 新型コロナウイルス感染症罹患患者で、退院基準を満たしたため、一旦他の医療機関の一般病床に転院した方が短期入所生活介護等事業所に入所した場合は対象となるか。

A 他院に転院した場合は本事業の対象とはなりません。

Q 新型コロナウイルス感染症退院後、一旦自宅に戻ったが、ADLの低下等により自宅での生活が難しく、短期入所生活介護等事業所に入所した場合は対象となるか。

A 医療機関から直接入所した方のみを対象としているため、一度退院している場合は対象とはなりません。

Q 退院患者が要介護・要支援認定を受けていない場合は対象となるか。

A 対象とはなりません。

Q 要介護・要支援認定をうけている 40～64 歳の医療保険加入者(第 2 号被保険者)は対象となるか。

A 特定疾病により介護や支援が必要と認定された方は対象となります。

Q 退院患者が市外在住の場合は対象となるか。

A 退院患者が市外在住の場合、医療機関が市内に住所を有している場合は対象となります。

(参考)

対象可否	患者の居住地	医療機関	短期入所生活介護等事業所
対象	市内	市内	市内
	市内	市外	市内
	市内	市内	市外
	市内	市外	市外
	市外	市内	市外
	市外	市内	市内
対象外	市外	市外	市内
	市外	市外	市外

4. 交付について

Q どのように交付されるのか。

A 名古屋市に登録いただく口座へ口座振替にて交付します。

口座振替の登録手続きについては名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

(名古屋市公式ウェブサイト「口座振替の登録」)

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/24-2-10-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

Q 申請書の入手など具体的な手続きはどうすればよいか。

A 申請に必要な書類は①交付申請書、②請求書、③実績報告書、3点となります。新型コロナウイルス感染症対策室へ電子申請(LoGo フォーム)または郵送にてご提出ください。

名古屋市のホームページ(NAGOYA かいごネットにリンク掲載あり)において申請書等一式ダウンロードができるほか、申請書記載例も掲載していますのでご確認ください。

Q 支援金の用途に制限はあるか

A 制限はありません。

支援金により新型コロナウイルス感染症罹患患者の受け入れが促進されることを目的としております。